

令和 8 年第 1 回

中部知多衛生組合議会定例会

会 議 録

中部知多衛生組合

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 招 集     | 令和 8 年 2 月 17 日 (火)         |
| 開 催 場 所 | 知多南部広域環境センター<br>管理棟 1 階中会議室 |
| 開 会     | 午 後 1 時 5 9 分               |
| 閉 会     | 午 後 2 時 2 2 分               |

- |       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第 2 | 会期の決定                                   |
| 日程第 3 | 諸般の報告<br>例月出納検査結果（令和 7 年 9 月～12 月分）     |
| 日程第 4 | 議案第 1 号<br>令和 8 年度中部知多衛生組合会計予算          |
| 日程第 5 | 議案第 2 号<br>令和 7 年度中部知多衛生組合会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第 3 号<br>中部知多衛生組合公告式条例の全部改正について       |

議事日程のとおり

◎出席議員（15 名）

1 番 石 川 英 之  
 3 番 鈴 木 幸 彦  
 5 番 伊 藤 正 興  
 7 番 石 川 喜 次  
 9 番 松 本 万 之  
 11 番 肥 田 裕 士  
 13 番 齋 田 資  
 15 番 伊 奈 利 信

2 番 岩 田 玲 子  
 4 番 山 本 裕 介  
 6 番 石 川 よしはる  
 8 番 谷 川 健 一 郎  
 10 番 久 野 勇  
 12 番 盛 田 克 己  
 14 番 中 村 崇 春

◎欠席議員（0 名）

◎説明のため出席した者の職氏名

管 理 者  
 副 管 理 者  
 副 管 理 者  
 副 管 理 者  
 会 計 管 理 者  
 場 長  
 統 括 主 任  
 常滑市市民生活部長  
 半田市市民経済部長  
 武豊町生活経済部長  
 常滑市生活環境課長  
 半田市環境課長  
 武豊町環境課長

伊 藤 辰 矢  
 久 世 孝 宏  
 鳥 羽 悠 史  
 山 田 朝 夫  
 中 野 直 樹  
 増 田 喜 政  
 石 川 収  
 水 野 善 文  
 大 山 仁 志  
 杉 浦 正 享  
 澤 田 真 宏  
 太 田 敦 之  
 北 河 晃

◎ 議会事務局職員の出席者

書 記 榎 原 康 広



日程第2 会期の決定

(「異議なし」の声あり)

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号  
令和8年度中部知多衛生組合会計予算

場長（増田喜政）　ただいま議題となりました、議案第1号「令和8年度中部知多衛生組合会計予算」につきましてご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。第1条で定めます歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5千207万5千円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1千万円と定めるものでございます。3ページから16ページ

ジの内容につきましては、27・28ページの「令和8年度予算歳入歳出一覧表」によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、27ページをご覧ください。最初に「歳入」につきまして、主なものを8年度当初①の列を中心に上から順にご説明申し上げます。「1款1項1目 分担金」は、施設の運転等、維持管理に係る経費を投入量割により算出し、2市1町に負担していただくものでございます。半田市の分担金は8千858万3千円、常滑市の分担金は1億1千845万4千円、武豊町の分担金は5千232万9千円で表中下段の集計欄にございます1款分担金及び負担金の1項分担金の計は、2億5千936万6千円となるものでございます。これは、給与改定による報酬及び人件費の増、長期包括運転管理等業務を9年度から委託するための支援業務の増により、前年度と比較いたしまして51万円、率にして0.2%の増となるものでございます。「1款2項1目 負担金」は、令和4年6月に完了した施設改修整備工事の際に借り入れた組合債の「組合債償還利子・元金」について均等割及び人口割により算出し、2市1町に負担していただくものでございます。半田市の負担金は3千369万円、常滑市の負担金は4千6万円、武豊町の負担金は1千811万3千円で表中下段の集計欄にございます1款分担金及び負担金の2項負担金の計は、9千186万3千円となり、前年度と同額になります。「3款1項1目 周辺整備事業費負担金」81万8千円は、長成公園の周辺整備事業及び地元対策にかかる経費のうち、40%を武豊町に負担していただくものでございます。表中最下段にございます「歳入の計」は3億5千207万5千円の計上で、前年度と比較いたしまして、51万円、率にして0.1%の増となるものでございます。続きまして、28ページをご覧ください。「歳出」につきまして、主なものを上から順にご説明申し上げます。「2款1項1目 1報酬及び2人件費」につきましては、給与改定により、前年度と比較してそれぞれ増となるものでございます。「2款2項1目 1精密機能検査事業費」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づき廃棄物処理施設の維持管理のため、3年に1回以上設備の状況や処理効果など詳細な検査をおこなわなければならないため7年度に実施したもので、業務の完了により皆減となり、次回は令和10年度に実施予定でございます。「2款2項1目 2施設包括運転管理費」は1億8千942万円の計上で、前年度と同額でございます。これは、施設整備工事完了後の令和4年7月から5年間の長期包括運転管理等業務委託でして最終の5年目に入ります。「4 廃棄物等処分費」は2千477万5千円の計上で、前年度と比較して160万円、率にして6.1%の減でございます。これは、主にし尿及び浄化槽汚泥の脱水後に発生する脱水汚泥を知多南部広域環境組合で処分するための費用となります。「5 運転管理支援業務費」は99万円の計上で、令和9年7月からの施設の運転管理等業務について複数年、長期での包括委託として発注するための発注仕様書等作成について専門知識を有する事業者の支援をうけるものでございます。「6 負担金」は186万2



補正予算（第１号）」を議題といたします。本案に関する説明を求めます。  
場長。

場長（増田喜政）　ただいま議題となりました、議案第２号「令和７年度中部知多衛生組合会計補正予算（第１号）」につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入につきましては前年度繰越金の確定に伴います措置及び令和７年１月から１２月までの投入量が確定したことにより「市町分担金の精算」、令和７年４月１日現在の各市町人口により「市町負担金の精算」をお願いするものでございます。また、歳出につきましては人事院勧告による給与改定に伴う決算を見込みましての人件費の増額をお願いするものでございます。議案書の１ページをご覧ください。第１条に定めます歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ１億２千５百万円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億５千２８１万８千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」により、定めるものでございます。３ページから１２ページの内容につきましては、１４・１５ページの「令和７年度補正予算第１号歳入歳出一覧表」により、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、１４ページをご覧ください。初めに「歳入」につきまして、上から順にご説明申し上げます。「１款１項１目 分担金」は、分担率の確定及び前年度繰越金の精算、また、人件費の決算を見込みまして半田市の分担金を４６２万２千円、常滑市の分担金を１６７万９千円、武豊町の分担金を１２４万５千円、それぞれ減額いたし、表中下段の集計欄にございます１款分担金及び負担金の１項「分担金」を計７５４万６千円減額いたし、補正後の額を２億５千１３１万円とするものでございます。「１款２項１目 負担金」は、負担率の確定及び前年度繰越金の精算、半田市の負担金を２１６万１千円、常滑市の負担金を３２８万９千円、武豊町の負担金１０５万５千円、それぞれ減額いたし、表中下段の集計欄にございます１款分担金及び負担金の２項「負担金」を計６５０万５千円減額いたし、補正後の額を８千５３５万８千円とするものでございます。「２款１項１目 前年度繰越金」は、前年度繰越金の確定により１千５３０万４千円を増額いたし、補正後の額を１千５３０万５千円とするものでございます。表中最下段の「歳入の計」は、１億２千５百万円増額いたし、補正後の額を３億５千２８１万８千円とするものでございます。続きまして、１５ページをご覧ください。「歳出」につきまして、ご説明申し上げます。「２款１項１目 ２人件費」は人事院勧告による給与改定に伴い、派遣職員負担金が増となったため「人件費」を１億２千５百万円増額いたし、表中下段の集計欄にございます２款衛生費の１項「総務費」を１億２千５百万円増額いたし、補正後の額を３千５８４万３千円とするものでございます。表中最下段の「歳出の計」は、歳入と同額の１億２千５百万円増額いたし、補正後の額を３億５千２８１万８千円とするもので



条例」でございます。また、それに関連しまして２ページ附則の第２項「中部知多衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正」、３ページ第３項「中部知多衛生組合財政状況の公表に関する条例の一部改正」、第４項「中部知多衛生組合監査委員に関する条例の一部改正」、第５項「中部知多衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」について、新旧対照表の右側、改正前の欄に掲げる規定を左側、改正後の欄に掲げる規定に下線部分で示すように改正するものでございます。内容につきましては、５ページの「資料」によりご説明申し上げます。「１ 趣旨」でございますが、地方自治法第１６条で規定される条例の公布につきましては、これまで中部知多衛生組合公告式条例により常滑市役所前、半田市役所前、武豊町役場前の掲示場に掲示しておりましたが、業務のデジタル化を推進するため、原則、本組合のホームページに掲載することとし、また、規則の公布に係る手続において管理者等の署名を記名に変更するよう改正をするものでございます。「２ 改正内容」でございますが、４点ございます。まず１点目は、第２条において条例の公布方法について「半田市役所前、常滑市役所前、武豊町役場前掲示場」から「組合ホームページ」に変更するものでございます。２点目は、第３条において管理者が定める規則を公布する際にしていた管理者の署名を記名に変更するものでございます。３点目は、第５条において組合の機関が定める規則を公布する際にしていた機関を代表する者の署名を記名に変更するものでございます。４点目は、中部知多衛生組合公告式条例の全部改正に伴い改正が必要な各種条例に規定する公表方法について、表にございますように「財政状況の公表に関する条例」、「監査委員に関する条例」、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」については組合ホームページに掲載し、「職員の退職手当に関する条例」については個人情報を含むため、掲示場に掲示するものでございます。「３ 施行期日」でございますが、この条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。以上、議案第３号につきまして、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（伊奈利信） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊奈利信） 討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、  
原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（伊奈利信）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案を可とすることに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、令和８年第１回中部知多衛生組合議会定例会を閉会いたします。

○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

午後 2 時 22 分 閉会

○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 2 月 19 日

議 長 伊 奈 利 信

議 員 伊 藤 正 興

議 員 久 野 勇